

## 学校いじめ防止基本方針

いわき市立平第一小学校

### 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

##### ① いじめの未然防止

いじめは人間として絶対に許されないという意識を児童に徹底させるとともに人権感覚を高めることによりいじめの未然防止を図る。

##### ② いじめの早期発見

児童が発する小さなサインを見逃すことのないように日頃から丁寧に児童理解を深め、早期発見に努める。

##### ③ いじめに対する迅速で組織的な措置

いじめを把握した場合は、迅速で組織的な措置を進め、いじめられた児童の安全確保と心のケアを図る。さらに、いじめた児童に対する適切で毅然とした指導により再発防止を図る。

##### ④ 保護者や地域、関係機関との連携

保護者や地域、関係機関との連携を深め、一体となって未然防止と早期発見、迅速な措置を図る。

### 2 いじめ防止等の対策のための組織

#### (1) 生徒指導委員会

##### ◆全職員

職員打ち合わせ時に生徒指導に関する共通理解の時間を毎回設定し、問題行動に対する早期対応・組織的対応をする。

○特に指導を要する（問題傾向を持つ）児童についての指導と共通理解

○校内、校外で発生した問題の周知と対処

○学警連、外部生徒指導協議会（委員会）などの情報共有

○生徒指導に関わる研修

○校内外の児童及び個別の児童等に関する情報共通理解

生徒指導部会

◆生徒指導部員

- 生徒指導上の問題点、生活のきまり・生活のめあての反省や具体策等についての協議
- 担当ブロック（学年）の児童の様子について情報収集と支援
- 校外補導の適宜実施

## （2）いじめ防止対策委員会

- ◆校長 教頭 主幹 教務 生徒指導主事 学年主任 養護教諭
- いじめ防止の対策、指導
- いじめに関する情報の収集・共有化
- いじめの認知と事実確認
- いじめ解決に向けて、役割の明確化
- いじめ解決への方針の策定
- ケア対応及び確認  
当該児童 周囲へのケア いじめの解消確認
- 議事録（記録）の作成

## （3）いじめ初期対応会議

- ◆校長 教頭 主幹 教務 生徒指導主事 当該担任 当該学年主任
- いじめの認知 ※認知については、構成員の過半数で認知
- いじめの早期対応の方向の決定、指導  
※早期対応については、いじめ防止対策委員会で行う場合もある。
- 議事録（記録）の作成

### ① 情報のキャッチ

- ア担任や専科等を中心とした全職員による日常生活の観察
- イ全校で「困りごと調べ」などの前段階調査
- ウ担任がいじめを発見した場合
- エ児童からの訴えがあったとき
- オ保護者（家族等）からの訴えがあったとき

### ② 初期対応会議の開催と情報収集

【児童実態把握】担任は迅速且つ正確に事実関係を調査し、記録を残す。

- いじめに関する事実確認についての役割分担
  - ・いじめに関する事実の確認（個別的聞き取りを中心に）
  - ・いじめに関する時系列の記録作成
  - ・個々の聞き取りの検証、確認が必要な内容の明確化

【管理職へ報告】担任は当日中に校長及び教頭に概略を報告する。

【関係職員による情報交換】当日中に初期対応会議を開く。

- いじめ対策チームの役割分担、対応策や指導方針などを検討し明確化する。

【即時・複数対応】校長の指導の下に組織的且つ迅速に対応する。

### 3 いじめ防止のための取組

#### (1) いじめ防止のための授業改善

##### ① わかる授業づくりの推進

児童が学校で過ごす中で一番長い授業の時間がストレッサーにならないよう<sup>1</sup>にする。そのために、わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できるようにする。

##### ② 相手意識の醸成

話し方や聞き方の指導等をとおして、相手を尊重する意識を醸成する。これにより児童が安心・安全に授業に取り組むことができるようとする。

#### (2) 友人関係、集団づくり、社会性の育成

##### ① 道徳科や学級活動における指導

児童の人間関係のトラブルを防止するために「相互理解、寛容」や「公正、公平、社会正義」を主題とした道徳科の授業を行う。また、道徳的実践力を醸成するクロスカリキュラムを推進する。

##### ② 児童会活動の推進

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に考えて行動できるようにするための活動を推進する。

- ・あいさつ運動

- ・各委員会毎の活動

##### ③ 学校行事の推進

スローガンやめあてに向かい、児童が主体的に活動することをとおして、協力や思いやりの心を育てる。

### 4 いじめの早期発見のための取組

#### (1) 児童のささいな変化への気づき

平時より児童観察を意識的に行うことを大切にする。また、児童アンケートや教育相談による児童のささいな変化の気づきや保護者からの情報を積極的に活用していく。

児童アンケート（5月 9月 1月）

アンケート後の教育相談

#### (2) 相談窓口の周知

児童・保護者の相談窓口について周知する。

児童がICTを活用して相談できる窓口について周知する。

### (3) 気づいた情報の確実な共有、情報に基づいた速やかな対応

いじめ防止対策委員会で、各教職員の観察や気づきを共有する。また、緊急性がある場合は、速やかにいじめ初期対応会議を開催し、対応策を決定し措置を講じる。

## 5 いじめに対する措置のための取組

### (1) 情報を集める

教職員、児童、保護者、必要に応じて地域住民等から「いじめ防止対策委員会」に情報を集める。また、いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。

### (2) 指導・支援体制を組む

「いじめ防止対策委員会」で指導・支援体制を組む（学級担任、学年主任、教務主任、養護教諭、生徒指導主事、教頭等で役割を分担する）。

### (3) 児童への指導・支援を行う

#### ① いじめられた児童

学校は味方であり、必ず守り通すという姿勢で支援し、児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族等）と連携し、寄り添える体制をつくる。

人に話すことは、正当な行為であることを理解させ、いつでも相談できることを話す。

#### ② いじめた児童

いじめは人格を傷つける行為であり絶対に許されないことを理解させ、自らの行為の重大さを自覚させる。

相手の気持ちを理解させる。

いじめの背景を探り、問題点を明確にするとともに、不満やストレスがあつてもいじめに向かわない力を継続的に育む。必要に応じ関係機関と連携する。

#### ③ いじめを見ていた児童

いじめは許されない行為であること、傍観することも許されないことを理解させ、自分の問題として捉えさせる。

いじめに気づいたら、止めたり、教師に伝えたりするよう指導する。

### (4) 保護者と連携する

つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家に連絡し、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

## 6 家庭、地域、関係機関との連携

日頃から、保護者や地域（学校評議員、民生委員、地域ボランティア、学童クラブ、子ども見守り隊、子ども避難の家等）、関係機関（いわき中央警察署、浜児童相談所、

地区保健福祉センター、療育機関等)との連絡を密にし、風通しのよい関係を築く。いじめが発生した場合は、「いじめ防止対策委員会」の判断により関係者との情報交換、協力体制により問題の解決を図る。

## 7 重大事態への対処

重大事態が起きた場合は、国が示したフローチャートに従い、学校の設置者の判断に応じて動く。

## 8 その他

### (1) 年間計画

△	いじめ防止のための取組				いじめの早期発見のための取組 いじめに対する措置のための取組				保護者・地域・関係機関
	授業改善	道徳科授業・学級活動の充実	児童会活動・あいさつ運動	学校行事	5月 学校生活アンケート 教育相談	7月 個別懇談	教職員による気づき・措置	いじめ防止対策委員会	
1学期									
2学期						9月 学校生活アンケート 教育相談			
3学期					1月 学校生活アンケート 教育相談				

### (2) 生徒指導体制・教育相談体制

「いじめ防止対策委員会」において、いじめやその他の問題を抱えている児童の現状の共通理解及び指導について話し合う。それに基づいて、指導・支援体制を組み指導にあたる。

### (3) P D C A サイクル

学校評価の一環として、生徒指導上の取組等についての自己評価やそれに基づいた改善策を講じる。また、その結果を保護者や地域住民、市教育委員会へ報告する。